

いいみらい
11月30日は「年金の日」
「ねんきんネット」で未来の生活設計について考えてみませんか？



—11月はねんきん月間です—
**あなたの年金 簡単便利な
「ねんきんネット」で！！**

加入記録や年金見込額試算が、24時間、
パソコンやスマートフォンから確認できます

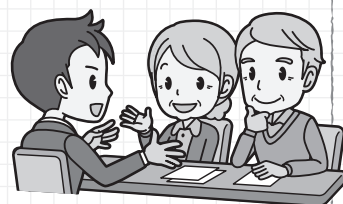


ねんきんネット

検索



町では11月のねんきん月間に、長野南年金事務所
出張相談を開設します。この機会に年金記録や保
険料について相談してみませんか。



次のような保険料の疑問はありませんか。
ご予約のうえお越しください。

- 免除・納付猶予の申請は？
- 学生の免除は？
- 保険料（後払い）の追納は？
- 結婚前の年金が合算されているか？
- 昔の勤務先で支払った厚生年金の記録は？
- 任意加入や受給予定の年金額を増やすには？

11月の長野南年金事務所
出張相談日

日時 11月21日（木）

午前10時～正午（予約制）

場所 役場 第3会議室（3階）

※相談を希望される方は、11月13日（水）までに
住民環境課住民係へご連絡ください。

◎予約・問い合わせ先 住民環境課住民係 ☎82-3111（内線122・123） 直通75-6204

令和7年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

日本年金機構では、老齢・退職年金受給該当者の方へ申請書を送付しています。

→前年の申告から変更がない場合は、「変更なし」に○をし、署名等をしてから同封した返信用封筒で提出してください。

→扶養親族等申告書を提出しない場合でも、税率5.105%が適用されます。よって、以下の全てに該当される方、または確定申告により控除を受ける方は提出する必要はありません。

- ・ご本人が障がい者またはひとり親（寡婦）に該当しない。
- ・所得税の控除対象となる配偶者または扶養親族（※1）がいない。
- ・退職手当を受ける見込みの配偶者または扶養親族（※2）がいない。

※1：年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※2：退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。



「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます。 ～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～



国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。

令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には送付された証明書（または領収証書）を添付してください。

また、令和6年10月1日以降に、はじめて国民年金保険料を納付された方については、令和7年2月上旬に送付される予定です。

国民年金の各種届出・申請には 基礎年金番号または個人番号（マイナンバー）、本人確認が必要です。

被保険者の方の基礎年金番号または個人番号（マイナンバー）がわかる書類と本人確認書類（運転免許証など）をお持ちのうえ、手続きをお願いします。

■届出・申請する場合に必要なもの

①被保険者の方の「年金手帳」、「基礎年金番号通知書」、「個人番号（マイナンバー）通知カード」、「個人番号（マイナンバー）カード」のいずれか1点

②被保険者の方の顔写真付き身分証明書など 1点

例：運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳など

・顔写真付きの身分証明書がない場合 2点

例：健康保険証、福祉医療受給者証、学生証、年金手帳など

※個人番号（マイナンバー）カードは、1枚で番号確認と本人確認を行うことができます。代理の場合は、委任状など（代理権の確認）にあわせて、代理人の本人確認が必要です。

※「免除・納付猶予申請」の際に、配偶者の方が別世帯である場合は、配偶者の個人番号（マイナンバー）の確認が必要となります。

